

平成廿四年一月廿二日

研究資料

第一号

Version

須佐御土史研究会

東京部会

序文

享保丙午十一年（一七二六）八月七日から十一日までの五日間の間に、須佐で晴天の霹靂とも言うべき「唐船打潰し事件」が発生しました。事件から六十六年も経った寛政四年、益田家では改めて「異国船手当之定」を策定して家中の軍制を改め、それを萩本藩に報告しています。また、更に十五年後の文化四年（一八〇七）には、それを改正して「異国船漂来之節手当仕組」を策定しています。これらを読むと、事件当時、益田家の軍制が、実戦向きではなかった事から、後日軍制改革の必要性が生まれた事が判ります。

「毛利十一代史」を読むと、享保元年（一七一六）頃から「無牌の船」が盛んに長崎に来航するよう様になり、幕府が各藩に追払い令を出して取り締まり強化を命令した記録が多くなります。これは往來手形の「信牌」を持たずに來航する密貿易船の取り締まり記録です。当時、密貿易は「唐物ぬけ商」「抜荷」「八幡（ばはん）事」などと呼ばれ、密貿易船は「海賊」扱いでした。「沖買い」と言つて沖合で洋上取引をする密輸業者が居たようです。幕府は小倉、筑前、長門などの諸藩にも厳しく追ひ払い令を出しました。享保二年四月廿一日付の毛利右京元矩に対する覚書きを見ると、「万一人共より手向い候節は大筒にて打つふし候ても不苦候 逃散候はゞ追払 船を留候には不及候事」と命じています。逮捕した蛮人の鼻をそいで釈放すると言つような過酷な取り締まりも実施したと記録されています。

享保十一年に起きた須佐の「唐船打潰し事件」はこの様な時代の流れの中で起きた事件で、唐船（実はベトナム船）からも鉄炮で応戦して手向かった為に、武装海賊として打潰されるといふ悲劇に終わった事件でした。

「唐船打潰日帳控」を読むと、事件当時、萩兵、益田兵が船から大筒、小筒で打ちかけても当時の火力には威力が無く、唐船は一向にひるむ様子が無かった。益田兵は萩本藩の指揮下で、柴草船を唐船に近づけて焼き討ちを仕掛けたり、切り込み隊を組織したり、色々と作戦を練つた事が判ります。しかし、何れも余り効果が上がらず、結局一人の勇敢な漁師が船に取り付いて木製の舵を鋸で切り取つたので、唐船は航行不能に陥り、自ら船に火を放ち自沈した様です。太平の徳川の世の中で、戦慣れしていなかった萩藩兵や益田兵が密貿易の武装した唐船一隻を相手に悪戦苦闘、右往左往した事は益田家にとつても、萩藩にとつても大きな衝撃であつた事でしょう。軍制改革はその当然の帰結であつたと思われれます。現代の平和日本の安全保障体制は如何でしょうか。今、我が国に他国のロケット弾が着弾すれば同じ様な騒ぎになるでしょう。我々は歴史に学ぶべきだと思います。

此処にご紹介する「益田丹後就恭代異国船打潰手当 寛政四年之定」と「益田吉十郎房清代異国船漂来之節手当仕組 文化四年改」は山口文書館所蔵の文書（整理番号 巨室25益田家軍役仕組）です。益田兵の小隊（一組）や中隊（三組）などの編成が記されていて、「唐船打潰日帳控」と併せて読むと、鎖国時代の益田家の軍制が如何なるものであつたか、その一端をつかがい知ることが出来ます。それにしても六十六年も経つての軍制改革とは？。不思議な思いがする文書です。

目次

「益田丹後就恭代異国船打潰手當 寛政四年之定」 ^{一七九}	6 頁
物見合圖之事	6 頁
沖相小筒打方之事	7 頁
大筒打方之事	10 頁
増人数手當之事	11 頁
「益田吉十郎房清代異国船漂来之節手当仕組 文化四年改」 ^{一八〇七}	16 頁
物見合圖之事	16 頁
大筒手當之事	18 頁
人数仕組之事	20 頁
増人数之事	32 頁

凡例

一、原則 全体を通して、可能な限り古文書原本に忠実に読解文を表記する。

原文が旧漢字の時は、活字がある限り旧漢字で表記する。活字が無いときに限り常用漢字を使用する。

異体字は常用漢字を用いる。 例 〃**オ**(等)、**支**(事)、**迄**(迄)

変体仮名は原文通りとする。 例 〃者(は)、幾(き)、茂(も)、与(と)、

尔(に)、江(え)、之(の)、而(て)、連(れ) など。

助詞も原文通り表記する

ヨリ、より、ニテ、二而(二て)、**え**ニて、候得共(候え共)、二付

活字が無い合字・省字には常用漢字を用いる。

例 〃より、トモ、トキ、として(々)、など。

但し、活字があるものは原文の通り。例 廿、李、など

繰り返しの表記 漢字 〃々、仮名 ヷ、二字以上 /、

一、文字の大きさ

助詞等に右寄せの小文字表記は適用しない。全文を同じ大きさの活字で表記する。

返り点は使用しない。代わりに難読箇所にはヨミのルビを打つ。

以上はHPにヨミ表記する場合、縦書きを横書表記に変更する場合などに生じる諸問題を回避する為である。

一、誤字、誤記、衍字、あて字など

右傍に正字をルビで示し xカ とする。但し、明らかな誤字は正字と置き換える。

意味不明の場合は(ママ)を付す。

あて字には正字でルビを打つ。

重複(衍字)の場合は(衍力)と注記する。

一、欠字、虫損、その他判読不能箇所

欠字は 〃で表す。字数が確認出来るときは 〃で文字数だけ 〃で埋める。字数が判らないときは 〃〃で示す。推読可能な欠字は 〃に推読文字のルビを打ち xカ と表記する。

判読不能箇所は 〃〃〃〃で示す。

虫損破壊で判読できない箇所も同様とし虫損とする。

推読箇所は同じく 〃〃〃〃で示し、右傍に(…カ)と注記する。

一、抹消部分

抹消部分は読解しない(含)、見せ消ちや抹消文字の横に〃を付けた場合など(

一、氏名・地名など固有名詞の連記には中黒)・(を付け区分する。

一、朱書、後筆、付箋など

該当部分を「で囲み、封紙ウラ書、端裏書、端書、裏書、朱書、異筆、後書、付箋、張紙、刎紙などと注記して表記する。

一、花押・印章など

花押が書かれている場所に花押と記し、印章が押されているときは印で表す。

一、注釈

人名、地名、特殊な用語、現代使用されていない用語、特殊な表記などの説明には「注x」を付け頁毎に脚注を付ける。

長い注記が必要な場合には、巻末補注を設ける。

西暦年数、時刻など簡単な摘要は注釈代わりに適宜ルビを付ける。

割り注は原文通りに表記する。

一、出典、参考文献

出典は原則として著者と書名を表記し必要に応じて頁数を示す。HPはURLを表記する。

参考文献は巻末の一覧表に詳細を示す。

以上

唐船打濱関連史料

益田丹後就恭代異国船打濱手當

寛政四年之定

山口県文書館蔵 整理番号=巨室25 益田家軍

益田丹後就恭代異国船打濱手當

寛政四年之定

物見古案之奉

一 當浦遙沖相二唐船らしき船相見へ未かき^洋と八不相分候
得共 兎角怪敷船漂流之段浦役人より届出候時八
早速為遠見船頭壱人并浦年寄・水夫四人二而冲相
罷出候と見定候而注進可申出 尤遠目鑑^{注2}用意之事

【1頁】

物見相圖之事

一 當浦遙沖相二唐船らしき船相見へ未かき^洋と八不相分候

得共 兎角怪敷船漂流之段浦役人より届出候時八
早速為遠見船頭壱人并浦年寄・水夫四人二而冲相
罷出候と見定候而注進可申出 尤遠目鑑^{注2}用意之事

*1 かき = 訛偽 (うそ・いつわり) か。

*2 遠目鑑 = (とうめがね) 望遠鏡

一 高山江為物見侍者人・中間式人差出置洋中之次第
石州邊之沖相迄も見渡漂流之様子追々注進可申出候
尤中間寺人江地下人者相添注進可仕候 猶又高山
船付^{注1}へ飛脚船用意之事

付領海之地方^{注2}へ漂着之毛色^{黒色}キ相見候ハ、狼煙^{のろし}を以
相圖可仕候 狼煙立場之儀者異国船有所方角二
よつて其時々遂詮議相圖間違無之様可為心得候

狼煙用意之儀ハ三原・野頭両村江申付 草藁
青松葉等餘分取集置候様 尤畔頭寺人
見合を以地下人^{注3}召連狼煙場出浮^{注4}候様可申付事

手付證人
組侍者人
從者者人

【2頁】

一 高山江為物見侍者人・中間式人差出置洋中之次第
石州邊之沖相迄も見渡漂流之様子追々注進可申出候
尤中間寺人江地下人者相添注進可仕候 猶又高山
船付^{注1}へ飛脚船用意之事

【3頁】

付領海之地方^{注2}へ漂着之毛色^{黒色}キ相見候ハ、狼煙^{のろし}を以
相圖可仕候 狼煙立場之儀者異国船有所方角二
よつて其時々遂詮議相圖間違無之様可為心得候

狼煙用意之儀ハ三原・野頭両村江申付 草藁
青松葉等餘分取集置候様 尤畔頭寺人
見合を以地下人^{注3}召連狼煙場出浮^{注4}候様可申付事

沖相小筒打方之事

一 唐船懸り組頭者人

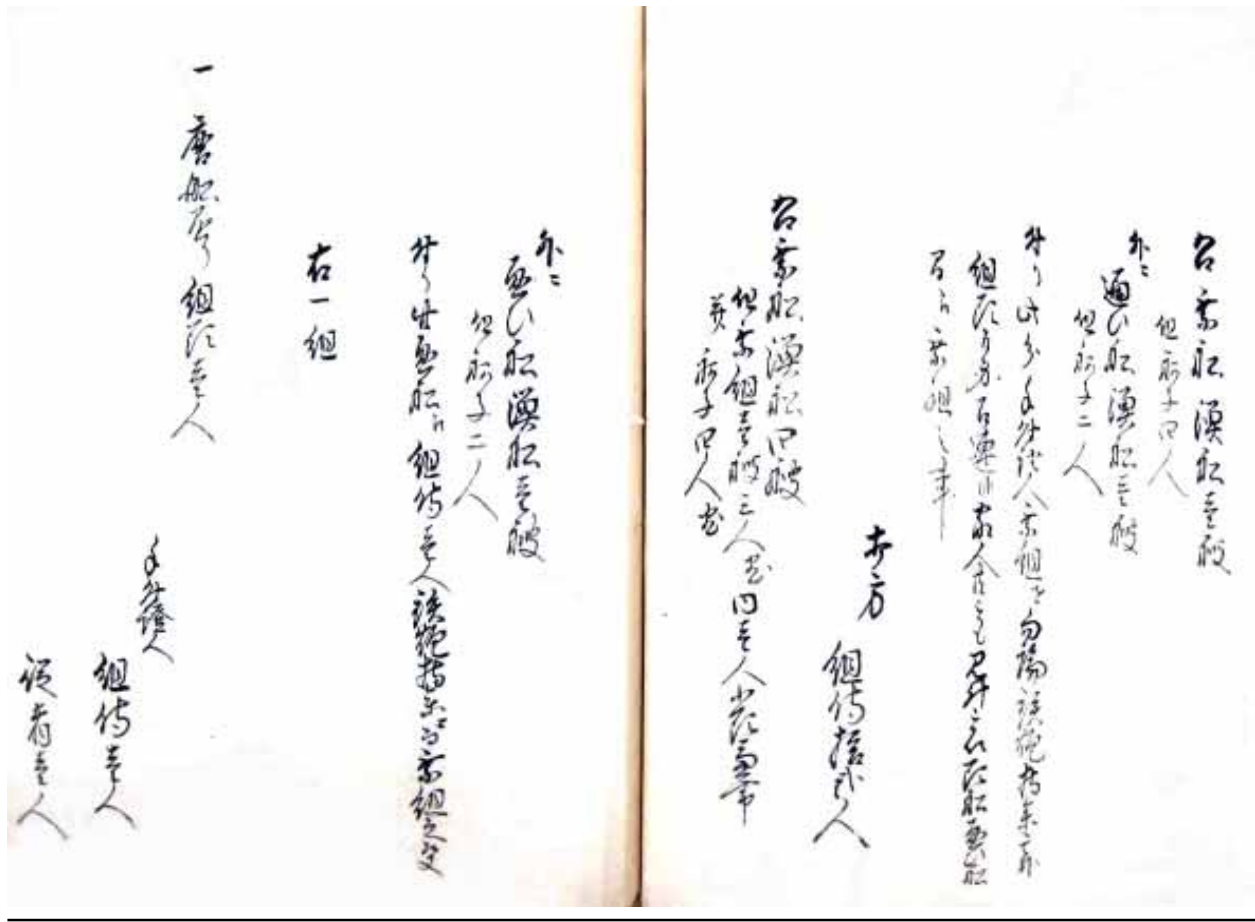
手付證人
組侍者人
從者者人

*1 高山船付 = 現在のフィッシングパーク付近の海。

*2 地方 = (じかた) 町奉行支配地を町方、郡奉行管轄地を地方と呼ぶ。また地方の中でも浦を浦方として分けた場合は、漁球運以外の農村地帯を地方と呼ぶ。又、民政を行う機構全体を地方支配という場合もあり、この時は町方も地方に含まれる。よって広義の地方は被支配者を意味し、狭義の地方は農村部を意味する。

*3 地下人 = (じげにん) 一般農民や庶民を指す

*4 出浮 = (でうき) 出向く。



【4頁】

右乗船漁船壹艘
 但舸子^{注1}四人
 外二通ひ船漁船壹艘
 但舸子二人
 付り 此分手付證人乗組者勿論 鉄炮持参其外
 組頭自身召連候家人共をも見計を以頭船^{注2}
 通ひ船
 間江乗組之事
 打方
 組侍拾貳人

【5頁】

右乗船漁船四艘
 但乗組吉艘三人宛 内吉人小頭兼帯
 并 舸子四人宛
 外二通ひ船漁船壹艘
 但舸子二人
 付り 此通船江組侍吉人鉄炮持参二而乗組之事
 右一組
 唐船懸り組頭吉人
 手付證人
 組侍吉人
 從者吉人

* 1 舸子 = 船を漕ぐ者、ふなのり、水夫。
 * 2 頭船 = 組頭乗船の船のことか。

右乘船漁船壹艘

但舸子四人

外二通の船漁船壹艘

但舸子二人

外二通の船漁船壹艘
但舸子二人
外二通の船漁船壹艘
但舸子二人
外二通の船漁船壹艘
但舸子二人

打方

組侍拾式人

右乘船漁船四艘

但乘組言艘三人宛 内言人小頭兼帶

并舸子四人宛

外二通の船漁船壹艘

但舸子二人

外二通の船漁船壹艘
但舸子二人
外二通の船漁船壹艘
但舸子二人

右一組

以上式組

右打漬相決之上 萩より被差出候衆中申談 手配
相極候上 即刻沖相乗出請口取固メ候事

【6頁】

右乘船漁船壹艘

但舸子四人

外二通の船漁船壹艘

但舸子二人

付り 此分手付證人乗組者勿論 鉄炮持參
其外組頭自身召連候家人共をも見計を以
頭船・通の船間江乗組之事

打方

組侍拾式人

右乘船漁船四艘

但乘組言艘三人宛 内言人小頭兼帶

并舸子四人宛

【7頁】

外二通の船漁船壹艘

但舸子二人

付り 此通船江組侍言人鉄炮持參二而乗組之事

右一組

以上式組

右打漬相決之上 萩より被差出候衆中申談 手配
相極候上 即刻沖相乗出請口取固メ候事

大筒打方之事

大筒二挺

但百目二百目三百目玉

打方大組中組乃手挺付手人宛

但七人之内ハ親手挺ニ差出候事

手傳

細工人宛

中目人宛

打方之者手人乗組船相應勝手次第之事

右乗船天頭洋イ三艘

但手挺二付舸子二人宛

外ハ通ヒ船漁船三艘

但舸子二人

付リ此通船江心得候組侍言人宛乗組之事

右同断萩衆申談 手配相極候上 早速冲相

乗出請口取固メ候事

【8頁】

大筒打方之事

一 大筒二挺

但百目二百目三百目玉

打方大組・中組間手挺二付言人宛

但無人之時ハ孰ニ而茂可差出候事

手傳

細工人言人宛

中間言人宛

打方之者手人乗組船相應勝手次第之事

【9頁】

右乗船天頭洋イ三艘

但手挺二付舸子六人宛

外二通ヒ船漁船三艘

但舸子六人

付リ此通船江心得候組侍言人宛乗組之事

右同断萩衆申談 手配相極候上 早速冲相

乗出請口取固メ候事

*1 天頭 = 不明。先頭軍船の意味か。

増人数手當之事

組頭一人

手付證人

組侍三人

從者三人

右乘船漁船壹艘

但舸子四人

外二通ひ船漁船壹艘

但舸子二人

外り此船取上り付證人鉄炮持参二而乗組
其外頭召連候下人見合を以頭船・通ひ船
間江乗組之事

右乘船漁船四艘

打方

組侍拾貳人

右乘船漁船四艘

但乗組言艘三人宛 内言人小頭兼帶注

外二通ひ船漁船壹艘

但舸子二人

外り此船取上り付證人鉄炮持参二而乗組之事

【10頁】

増人数手當之事

組頭一人

手付證人

組侍三人

從者三人

右乘船漁船壹艘

但舸子四人

外二通ひ船漁船壹艘

但舸子二人

【11頁】

付り 此通船江手付證人鉄炮持参二而乗組

其外頭召連候下人見合を以頭船・通ひ船

間江乗組之事

打方

組侍拾貳人

右乘船漁船四艘

但乗組言艘三人宛 内言人小頭兼帶注

并 舸子四人宛

外二通ひ船漁船壹艘

但舸子二人

付り 此通船江組侍言人鉄炮持参二而乗組之事

* 兼帶 = 兼任。

右増人数手當沖相打方人数二而行届不申節
為加勢差出候間 其節差圖次第即刻乘出候様
八幡之濱^洋江船揃仕居候事

大筒七挺

但増筒差出候時八二挺三挺二而茂依時宜可差出候事

打方大組中組之間壹挺二付壹人宛

但七人^ノ時者孰二而茂可差出候事

手傳
細工人壹人宛
中間壹人宛
尤筒二寄人数相増之

右乘船六七八拾石積船七艘

但壹艘二付舸子六人宛

外二通ひ船七艘

但壹艘二付舸子二人

付り 此通ひ船江心得候組侍壹人宛乗組之事

右乘組八幡之濱江船揃仕居増人数差出候節
差圖次第追々乗出請口江取懸り候事

【12頁】

右増人数手當沖相打方人数二而行届不申節
為加勢差出候間 其節差圖次第即刻乘出候様
八幡之濱^洋江船揃仕居候事

大筒七挺

但増筒差出候時八二挺三挺二而茂依時宜可差出候事

打方大組・中組之間壹挺二付壹人宛

但無人之時者孰二而茂可差出候事

手傳
細工人壹人宛
中間壹人宛
尤筒二寄人数相増之

【13頁】

右乘船六七八拾石積船七艘

但壹艘二付舸子六人宛

外二通ひ船七艘

但壹艘二付舸子二人

付り 此通ひ船江心得候組侍壹人宛乗組之事

右乘組八幡之濱江船揃仕居増人数差出候節
差圖次第追々乗出請口江取懸り候事

*1 八幡之濱 = 不明

一 大組中組

但船中組

外二階子並かき付之細引数多用意仕候事

右乗船百石積式百石積両艘

但舩子二拾人

外二通ひ船八艘

但頭漕兼帯吉艘二付舩子一人宛

右孰茂濱邊立宿江揃居 異国船江乗移二相極之上

差圖次第乗出可申候事

一 大組頭

一 中組頭

右組々々乗船江乗組罷出諸事差圖可仕候事

一 本船吉艘

但七八拾石積 舩子八人

外二通ひ船漁船二艘

但舩子三人宛

【14頁】

一 大組中組

但銘々得手之武器用意仕候事

付り 階子并かき付之細引数多用意仕候事

右乗船百石積式百石積両艘

但舩子二拾人

外二通ひ船八艘

但頭漕兼帯吉艘二付舩子一人宛

右孰茂濱邊立宿江揃居 異国船江乗移二相極之上

差圖次第乗出可申候事

【15頁】

一 大組頭

一 中組頭

右組々々乗船江乗組罷出諸事差圖可仕候事

一 本船吉艘

但七八拾石積 舩子八人

外二通ひ船漁船二艘

但舩子三人宛

* 1 頭漕 = 不明。先導する船のことか。

* 2 立宿 = 民間の宿屋。「xxの宿」と札を立てることを言う。

目付者人

陸目付者人

打廻り者人

從者者人

右沖相打方弁當仕配り其外陸目付者人
諸手江通達仕地方より運運取候物品陸目付受込二
而目付之者
差圖を請取捌可申候且又目付役諸手見分之節者は又
通通船江乗組懸廻り見分可仕候事

一本船者艘

但七八拾石積 舸子八人

外二通通船漁船二艘

但舸子三人宛

右増人数差出候節此船差出候間仕請仕置 何時も乗出
候様八幡之濱江繫置可申候事

右乗組

大組頭・中組頭之間差圖次第者人

證人者人

【16頁】

目付者人

陸目付者人

打廻り者人

從者者人

右沖相打方弁當仕配り其外諸事之用達弁理宜様二
通通船を以
諸手江通達仕地方より運運取候物品陸目付受込二
而目付之者
差圖を請取捌可申候且又目付役諸手見分之節者は又
通通船江乗組懸廻り見分可仕候事

【17頁】

一本船者艘

但七八拾石積 舸子八人

外二通通船漁船二艘

但舸子三人宛

右増人数差出候節此船差出候間仕請仕置 何時も乗出
候様八幡之濱江繫置可申候事

右乗組

大組頭・中組頭之間差圖次第者人

證人者人

筆者三人
従者三人
右増人数出張之節為惣頭差出候間時々差圖次第
罷出候様相心得居候事

上

【18頁】

筆者三人

従者三人

右増人数出張之節為惣頭差出候間時々差圖次第
罷出候様相心得居候事

以上

【19頁】

(白紙頁)

益田吉十郎房清代異國船漂来之節
 手當仕組文化四年改

物見相圖之事

地道^洋之儀者異船遠見番格別ニ差出置不申須佐浦・
 尾浦之漁人共 沖相江獵事ニ罷出候節 洋中之模様
 見合 且沖浦・田萬地下人共 海邊見へ懸り之場所ニ
 住居之者之儀茂 常々洋中無油断見合 萬一

【20頁】

(白紙頁)

【21頁】

益田吉十郎房清代異國船漂来之節
 手當仕組文化四年改

物見相圖之事

地道^洋之儀者異船遠見番格別ニ差出置不申須佐浦・
 尾浦之漁人共 沖相江獵事ニ罷出候節 洋中之模様
 見合 且沖浦・田萬地下人共 海邊見へ懸り之場所ニ
 住居之者之儀茂 常々洋中無油断見合 萬一

*1地道 = 馬を普通の速度で進ませること。転じて手堅く着実な態度。まじめなこと。ここでは「まじめに遠見番を出すのは止めて…」と言う意味。

怪敷船相見一付ハ即刻注進仕候様浦役人地下

役人共ハ注進仕候様

右注進之上者即刻高山江物見之侍出張仕可申候

尤遠目鑑持参之事

付 高山より者 遙之洋中相見候二付 物見場所

此所二定置候事

一 弥敷船二無紛領海之地方江漂着之毛色氣相見候時ハ

高山物見より相圖之大狼煙を立 且瑞林寺之
大鐘を撞候時ハ須佐者不及申 領内在方迄も相移
り二而
早速田屋^注一 元相揃候様 兼而之相圖定置候事
付 異船漂流之趣
公儀^注 江も御注進申出候儀二付 本文之通相圖
有之次第早速萩屋敷迄注進仕 吉部
御代官^注・江崎御番所江も相知せ可申事

付 異船漂流之趣

公儀^注 江も御注進申出候儀二付 本文之通相圖

有之次第早速萩屋敷迄注進仕 吉部

御代官^注・江崎御番所江も相知せ可申事

【22頁】

怪敷船相見候時ハ 即刻注進仕候様 浦役人・地下

役人共江沙汰仕置候事

一 右注進之上者即刻高山江物見之侍出張仕可申候

尤遠目鑑持参之事

付 高山より者 遙之洋中相見候二付 物見場所

此所二定置候事

一 弥^{いよいよ}敷船二無^{まぎれなく}紛領海之地方江漂着之毛^{黒色}色氣相見候時ハ

【23頁】

高山物見より相圖之大狼煙を立 且瑞林寺之

大鐘を撞候時ハ須佐者不及申 領内在方迄も相移

り二而

早速田屋^注一 元相揃候様 兼而之相圖定置候事

付 異船漂流之趣

公儀^注 江も御注進申出候儀二付 本文之通相圖

有之次第早速萩屋敷迄注進仕 吉部

御代官^注・江崎御番所江も相知せ可申事

*1 田屋 = 益田本家の屋敷。御土居のこと。

*2 公儀 = 萩藩本藩。

*3 吉部御代官 = 奥阿武郡代官。奥阿武郡宰判の勤場（代官所）は吉部村にあった。

一 領海固之場所ハ決テ尾浦田万此ニテ所分テ有
 右邊狼煙立揚場高ト高山ハ右邊ニテ有テ
 付テハ高ト、且刻固ノ人数ニテハ張受口相固候事
 付テ狼煙立揚ノ候ハ高山ニテ西東ニテ所
 定置異船須佐江漂着ト見請候ハ、西ノ狼煙立
 揚尾浦江漂着ト見請候ハ東ノ狼煙立揚本立
 田万ト見請候時八東より二本揚候様相圖定置候事

大筒手当之事

一 大筒手挺
 一 長筒手挺
 右一手
 侍一人
 細工人二人
 中間式人
 大筒手挺
 長筒手挺
 右一手
 侍一人
 細工人二人
 中間式人

【24頁】

一 領海固之場所八須佐・尾浦・田万此ニテ所ニ付其
 所々々
 相圖狼煙立揚兼而高山江相定置候上者 其相圖
 有之候場所へ即刻固メ之人数ニテ手出張受口相固候事
 付 此狼煙立揚之儀八高山ニ而西東ニテ所ニ
 定置異船須佐江漂着ト見請候ハ、西ノ狼煙立
 揚 尾浦江漂着ト相見候時八東ノ狼煙立本立
 田万ト見請候時八東より二本揚候様相圖定置候事

【25頁】

大筒手当之事

一 大筒手挺 打方 侍式人
 一 長筒手挺 手傳 細工人式人
 中間式人
 右一手
 大筒手挺 打方 侍式人
 長筒手挺 手傳 細工人式人
 中間式人
 右一手

一 大筒吉挺
一 長筒吉挺

右一子

以上三手

右怪敷船相見候段 浦より注進有之次第即刻
須佐海邊三ヶ所之臺場出張之事

打方
侍式人

細工人式人
中間式人

一 大筒吉挺

一 長筒吉挺

右一子

右同断尾浦臺場出張之事

一 大筒吉挺

一 長筒吉挺

右一子

右同断尾浦臺場出張之事

打方

侍式人

細工人式人
中間式人

中間式人

【26頁】

一 大筒吉挺

一 長筒吉挺

右一
以上三手

右怪敷船相見候段 浦より注進有之次第即刻
須佐海邊三ヶ所之臺場出張之事

打方

侍式人

細工人式人
中間式人

【27頁】

一 大筒吉挺

一 長筒吉挺

右一
右一手

右同断尾浦臺場出張之事

一 大筒吉挺

一 長筒吉挺

右一
右一手

右同断田万臺場出張之事

打方

侍式人

細工人式人
中間式人

打方

侍式人

細工人式人
中間式人

一 大筒五挺

侍五人

細工人五人

中間五人

右為用心田屋元江相揃置
出張相成候様覚悟之事

人数仕組之事

一 昇 壹本

組侍五人

中間五人

見合
侍五人

一 鉄炮拾五挺

組侍拾五人

内三人小頭兼帯

一 玉薬持

中間四人

一 弓五張

組侍五人

内一人小頭兼帯

【28頁】

一 大筒五挺

打方

侍五人

手傳

細工人五人

中間五人

右為用心田屋元江相揃置
出張相成候様覚悟之事

差圖次第何時茂

【29頁】

人数仕組之事

一 昇 壹本

組侍五人

中間五人

見合

侍五人

組侍拾五人

内三人小頭兼帯

中間四人

組侍五人

内一人小頭兼帯

一 玉薬持

一 弓五張

一 夫官 〆〆〆
 一 長柄 〆〆〆
 一 雨ゆたん 〆〆〆
 一 押太鼓 〆〆〆
 一 貝 〆〆〆
 組頭 騎馬
 但外 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆

一 〆〆〆
 一 長持二棹
 但陸入用道具 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆
 一 旗方
 一 目付役
 但陸目付 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆

右一〆〆

【30頁】

一 矢箱 〆〆〆
 一 長柄拾本 〆〆〆
 一 雨ゆたん 〆〆〆
 一 押太鼓 〆〆〆
 一 貝 〆〆〆
 一 組頭 騎馬
 但外 二 手付 證人 組侍 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆

【31頁】

一 手明 〆〆〆
 一 長持二棹 〆〆〆
 一 但諸入用道具・賄道具共二
 一 目付役
 但陸目付・打廻り 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆

*1 雨ゆたん = 雨油単 *2 押 = (おさえ) 軍監。*3 看到方 = 出陣の命に応じて軍勢の参着したことを記録する係
 *4 手明 = 手明格。草履取り等と同様卒族(足軽と同じ。二人扶持)が担当した雑多な職種の一つ。古くは上杉謙信
 の軍役帳にも見られ、甲冑、打物(刀剣) 籠手、腰指(こしさし、小刀)を身に付けていたと言うから武士である
 う。
 *5 方 = (かいかた)不明。(= 女偏に介)「」の語義は「覆う」。雨天などの折に濡れ防止のため覆い専門役を置
 いたとも考えられる。

一 昇 壺本

組侍 壺人
中 壺 壺人

見合
侍 壺人

一 鉄炮拾五挺

組侍 壺人
内 三人 小頭兼帶

一 玉薬持

中 壺 壺人

一 弓五張

組侍 壺人
内 壺人 小頭兼帶

一 矢箱壺荷

中 壺 壺人

一 長柄拾本

中 壺 壺人

一 雨ゆたん壺荷

同 壺人

一 押太鼓

打手 壺人
持手 壺人

一 貝

吹手 壺人

一 組頭騎馬

上下 八人

但外二手付證人組侍壺人召連 尤着到方兼之

一 手明

中 壺 壺人

一 長持二棹

同 八人

但諸人用道具・賄道具共二

【32頁】

一 昇 壺本

組侍 壺人
中間 壺人

見合

侍 壺人

一 鉄炮拾五挺

組侍 拾五人

内 三人 小頭兼帶

中間 四人

一 玉薬持

一 弓五張

中間 五人

壺人 小頭兼帶

一 矢箱壺荷

中間 壺人

【33頁】

一 長柄拾本

中間 拾人

一 雨ゆたん壺荷

同 壺人

一 押太鼓

打手 壺人

持手 壺人

一 貝

吹手 壺人

一 組頭騎馬

上下 八人

但外二手付證人組侍壺人召連 尤着到方兼之

一 手明

中間 六人

一 長持二棹

同 八人

但諸人用道具・賄道具共二

一 旗方

侍 一人
中 一人

一 目付役

一人

但陸目付亦在之、其後有在之

右一

右式手之人数差圖次第其場所出張請口
取固又候事

増人数之事

一 昇 壹本

一 鉄炮拾五挺

一 玉薬持

一 弓五張

見合
組侍 一人
中 一人
侍 一人

組侍 拾五人
内 三人 小頭兼帶

中間 四人

組侍 五人
内 一人 小頭兼帶

Y, R, S, A, Z

□ 方

侍 一人

中間 一人

一人

一 目付役

但陸目付・打廻り其外從者共二

右一手

右式手之人数差圖次第其場所出張請口
取固又候事

【35頁】

増人数之事

一 昇 壹本

見合

組侍 一人
中間 一人

一 鉄炮拾五挺

侍 一人
組侍 拾五人

一 玉薬持

内 三人 小頭兼帶
中間 四人

一 弓五張

組侍 五人
内 一人 小頭兼帶

- 夫 官 毛 荷 中 右 毛 人
- 長柄拾本 口 信 人
- 雨ゆたん吉荷 口 毛 人
- 押太鼓 打手 毛 人
- 貝 吹手 毛 人
- 組頭騎馬 上下 八 人

但外：毛 官 人 組 侍 毛 人 召 連 者 共 八 人 毛

- 女 乃 中 右 七 人
- 長持二棹 口 八 人
- 但花入用道具・賄道具共二
- 女 方 侍 毛 人
- 目付役 中 右 毛 人
- 但陸目付・打廻り其外從者共二 毛 人
- 右一手

右増人数トハ相揃置急場之節差圖次第出張
受口相固メ候事

【36頁】

- 矢箱吉荷 中 間 毛 人
- 長柄拾本 同 拾 人
- 雨ゆたん吉荷 同 毛 人
- 押太鼓 打手 毛 人
- 貝 吹手 毛 人
- 組頭騎馬 上下 八 人

但外：二 手 付 證 人 組 侍 毛 人 召 連 尤 着 到 方 兼 之

【37頁】

- 手 明 中 間 六 人
- 長持二棹 同 八 人
- 但諸人用道具・賄道具共二
- 女 方 侍 毛 人
- 目付役 中 間 毛 人
- 但陸目付・打廻り其外從者共二 毛 人

右増人数トハ相揃置急場之節差圖次第出張
受口相固メ候事

一家來中

但銘々得手之武器用意

右田屋元近邊立宿二相揃居 差圖次第何時也

出張相成候様可為心得事

地下筒之者 其外地下人共 其村々庄屋元江相揃

置 須佐より差圖次第可差出候事

海上手當之儀者寛政四年定之通可為

心得候事

【38頁】

一家來中

但銘々得手之武器用意

右田屋元近邊立宿二相揃居 差圖次第何時也

出張相成候様可為心得事

地下筒之者 其外地下人共 其村々庄屋元江相揃

置 須佐より差圖次第可差出候事

海上手當之儀者寛政四年定之通可為

心得候事

【39頁】

一 出馬之時者 元禄十一年之軍役備立之通二心得

居候事

以上

【39頁】

居候事

出馬之時者 元禄十一年之軍役備立之通二心得

以上